

【ABC 消費者情報 Vol. 85】

◎遠隔操作によるプロバイダ変更勧誘トラブル

プロバイダ契約で電話勧誘の事業者から「料金が安くなる」などと言われ、内容変更の手続きを遠隔操作でもらったところ、「料金が以前より高くなった」「解約を申し出たら違約金を請求された」といったトラブルが全国で発生しています。契約内容を完全に理解しないまま電話口で承諾することは、トラブルの原因になるのでやめましょう。

■事例：夜間の電話勧誘でプロバイダの自動変更手続き

○夜、プロバイダの自動変更手続き案内の電話があり、料金が安くなるなどの説明があった。大手通信会社からの勧誘と勘違いして契約に合意した。指示されたサイトにアクセスし、パスワードとIDを読み上げると自動的に動き出した。今までのプロバイダへの解約連絡書式をメールで送るのでそのまま転送するよう言われたが、メールが届かず怪しいので解約したい。

◆アドバイス

- 契約前に書面の交付を求めてサービス内容を確認し、現在の利用料よりも何がいくら安くなるかをしっかりとチェックしましょう。
- 変更が必要なければ、きっぱりと断りましょう。
- 無料の遠隔操作ソフトをダウンロードすると、相手にパスワード等を伝えるだけで遠隔操作できます。自分のパソコン内の情報を「相手が見る・操作する」ことを許してしまう危険があります。

■鹿児島市消費生活センター

Tel: 099-252-1919

■バックナンバーはこちら

(携帯版) http://www.city.kagoshima.lg.jp/_33658.html

(スマホ・PC版)

http://www.city.kagoshima.lg.jp/_1010/shimin/1kurashi/1-5syohiseikatsu/_33772/abckback.html

配信停止はこちら

%url/https:ath:stop%

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター
〒890-0063 鹿児島市鴨池二丁目 25-1-31
電話 099-258-3611